

低濃度PCBに汚染された電気機器等の早期確認のための調査方法及び適正処理に関する手引き

- 製造後30年以上経過した古い電気機器の絶縁油は、PCBにより汚染されている可能性があります。
- こうした機器のうちPCB濃度が**0.5mg/kg(=ppm)を超え5,000mg/kg以下**のものは低濃度のPCBにより汚染された機器に該当します。これらを廃棄する場合は、**低濃度PCB廃棄物としてPCB特措法において令和9年(2027年)3月31日までに処分しなければなりません**。古い電気機器等の所有者はすみやかに施設内の電気設備や倉庫等を総点検し、該当の電気機器がないか確認してください。
- PCB汚染の可能性がある電気機器には、自家用電気工作物の変圧器や電力用コンデンサー等の他に、電気溶接機、X線照射装置、昇降機、分電盤、モーターなどに付属又は内蔵する**低圧コンデンサー**があります。
- 出荷時点においてPCB汚染の可能性がある電気機器の製造時期は次のとおりです。まず電気機器の銘板情報等から**製造年を確認**し、メーカーに問い合わせるか、絶縁油の採取可能な機器は採取して**PCB濃度を測定**してください。

絶縁油の交換が可能な変圧器等 : 平成5年(1993年)以前

絶縁油封じ切り機器（コンデンサー等）：平成2年(1990年)以前

- また、将来的に廃棄される予定の低濃度PCB廃棄物も含め、PCB特措法に従って管轄の自治体に届出をお願いします。なお、使用中の自家用電気工作物がPCBに汚染されたものであった場合は、**電気事業法の電気関係報告規則に従って管轄の経済産業省産業保安監督部に届出**をしてください。

※低濃度PCB廃棄物には、PCBを染料の溶剤に使用した感圧複写紙、PCBを塗料の可塑剤に使用した鋼製橋梁等の塗膜くず、廃油を拭き取ったウエス（雑巾）等のPCB汚染物、PCB廃油等もありますが、本手引きは、低濃度PCBに汚染された絶縁油を含む電気機器の調査方法を説明したものとなります。

※調査方法等の詳細は「低濃度PCBに汚染された電気機器等の早期確認のための調査方法及び適正処理に関する手引き（技術者向け詳細版）」を参照してください。



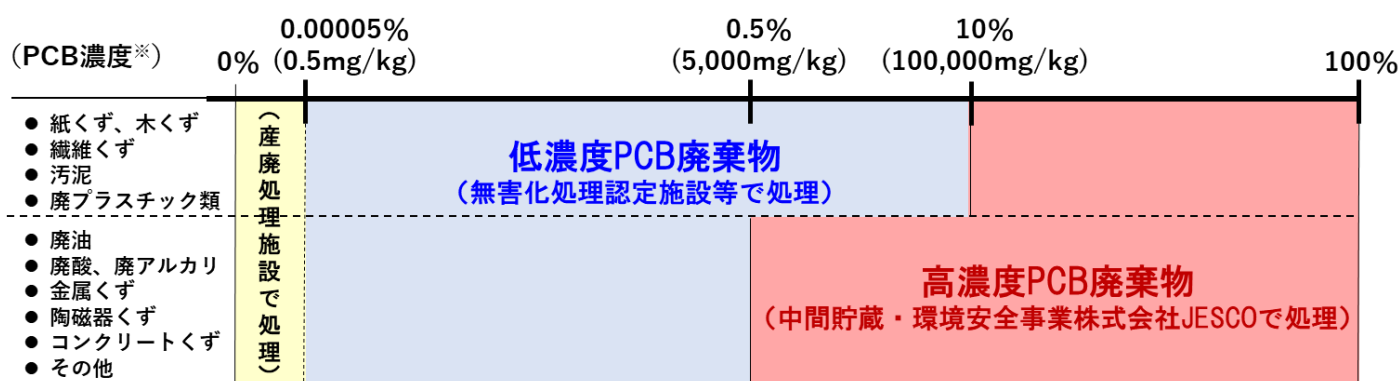
低濃度PCB廃棄物について

PCBとは

PCBは、沸点が高く難燃性で熱的・化学的に安定といった優れた性能を有することから、かつて変圧器・コンデンサー等の電気絶縁油、各種熱媒体、ノンカーボン紙の溶剤などに広く使用されてきました。ところが、昭和43年(1968年)に発生したカネミ油症事件を契機にその毒性が明らかとなり、国内では昭和47年(1972年)に製造・輸入・使用が禁止されました。また、難分解性で生物濃縮性があり地球規模で汚染が拡散していることが確認されたことから、「残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約」の代表的な規制対象物質に指定され、令和10年(2028年)までの適正な処分等が求められています。国内では平成13年(2001年)にポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(PCB特措法)が成立・施行され、**令和9年(2027年)3月31日**を期限に処理が義務づけられています。この期限を過ぎても処理しないと改善命令の対象となります。

高濃度PCB廃棄物と低濃度PCB廃棄物

- PCB廃棄物は、PCB濃度により高濃度PCB廃棄物と低濃度PCB廃棄物に区分されており、処分方法がそれぞれ異なります。詳細はPCB特措法を確認してください。
- 高濃度PCB廃棄物はPCB濃度※が0.5% (=5,000mg/kg(=ppm)) を超えるもの、低濃度PCB廃棄物は0.00005% (=0.5mg/kg) を超え0.5%以下のものです。ただし、塗膜くずや感圧複写紙のように可燃性のPCB汚染物については、10% (=100,000mg/kg) を境に高濃度PCB廃棄物と低濃度PCB廃棄物に分類されています。※ 絶縁油中のPCB濃度の場合
- 低濃度PCB廃棄物については、平成2年(1990年)まで行われた再生絶縁油の製造・流通・使用の過程で意図せずに汚染された可能性があります。そのため、PCBを使用していないはずの電気機器であるにもかかわらず、実際には数mg/kgから数10mg/kg程度のPCBに汚染された絶縁油が使用されたものがあります。
- 高濃度PCBに汚染された電気機器については、メーカーにより機種や型式が特定されていて銘板情報を見て判断でき、廃止後は高濃度PCB廃棄物として中間貯蔵・環境安全事業株式会社(JESCO)で処理が行われています。一方、低濃度PCBに汚染された電気機器については、意図的にPCBを使用されていない場合は、PCBに汚染された電気機器かどうかは、メーカーへの問い合わせや絶縁油中のPCB濃度の測定により確認します。低濃度PCB廃棄物は、存在量が多いことから、環境大臣が認定する民間の無害化処理認定施設や都道府県知事等が許可する民間の施設で処理されています。



絶縁油がPCBに汚染されている可能性がある自家用電気工作物

電気事業法では、平成28年経済産業省告示第237号（以下、告示）で定められた12種類の電気工作物（変圧器、電力用コンデンサー、計器用変成器、リアクトル、放電コイル、電圧調整器、整流器、開閉器、遮断器、中性点抵抗器、避雷器及びO F ケーブル）のいずれかに該当するものであって使用されている絶縁油に含まれるPCBが0.5ppmを超えるものを言います。以下に告示に定められた電気工作物のうち代表的なものの外観の例を示します。施設内にこれらの自家用電気工作物を設置又は所有している場合は5ページ以降に示す「2. 調査方法・調査手順」に従って絶縁油中のPCB汚染の有無を確認してください。



変圧器



電力用コンデンサー



開閉器



遮断器



計器用変成器



リアクトル

絶縁油がPCBに汚染されている可能性がある非自家用電気工作物（低圧コンデンサー）

絶縁油入りの電気機器には電気事業法の電気工作物に該当しない**X線発生装置、X線検査装置、電気溶接機、エレベーターやエスカレーター等の昇降機**等を駆動するために高電圧発生装置として組み込まれた**低圧コンデンサー**があります。他にも、200～600Vの**低圧で受電する施設の分電盤**に取り付けられた**力率改善のための低圧コンデンサー**や、**工作機械、揚水ポンプ、乾燥機等**に使われる**モーターの起動用の低圧コンデンサー**があります※。古い工場や建物には使われている可能性が高いです。念のため、これらの機器の所有者は5ページ以降に示す「2. 調査方法・調査手順」に従ってPCB汚染の有無を確認してください。

※ これらを本手引きでは「**非自家用電気工作物**」と称することにします。



X線発生装置



X線検査装置



電気溶接機



電気溶接機



電気溶接機の側面に取り付けられた低圧コンデンサー



電気溶接機の側面に取り付けられた低圧コンデンサー



電気溶接機の内部に取り付けられた低圧コンデンサー



低圧分電盤内の低圧コンデンサー



配電盤に設置された低圧コンデンサー



キュービクル内に残置された廃コンデンサー



単相モーターに取り付けられた低圧コンデンサー



コンプレッサーに取り付けられた低圧コンデンサー



可変周波数電源装置に取り付けられた低圧コンデンサー

2 調査方法・調査手順

- 自家用電気工作物の高圧受電設備は、6,600V以上の電気を工場やビル等の事業場内に引き込んで受電し、各種設備に配電するために100Vから200V等の低圧に変換する機器です。
- 高圧受電設備は通常、キュービクルと呼ばれる金属箱の中に変圧器、遮断器、コンデンサー等とともに設置されています。
- 自家用電気工作物を設置する施設では、電気事業法で電気主任技術者等を選任又はその業務を委託することが義務付けられています。
- 使用中の電気機器の確認では感電するおそれがあるため、必ず電気機器の保守・点検を行っている電気主任技術者等に依頼し、定期点検などの機会をとらえて調査するようにしてください。
- 一方で、低圧受電する設備の分電盤内のコンデンサーや溶接機等に内蔵されたコンデンサー等の自家用電気工作物以外の機器は、自らメーカー等に確認するか、電気工事業者等に依頼して行ってください。



キュービクル

低濃度PCB該当性判断方法

変圧器等（絶縁油採取可能機器）

平成5年(1993年)以前	平成6年(1994年)以降
汚染可能性あり	汚染可能性不明※

停電時に絶縁油を採取してPCB濃度を測定^{注1)} ※ 保守作業等で絶縁油の交換や継ぎ足しが行われているとPCBに汚染されている可能性あり。
この期間に製造・出荷された機器で絶縁油交換や継ぎ足しが行われたもの、又は不明であれば絶縁油を採取してPCB濃度を測定。

コンデンサー（絶縁油封じ切り機器）

平成2年(1990年)以前	平成3年(1991年)以降
汚染可能性あり	汚染可能性なし

廃棄物となったものに穴を開け、絶縁油を採取してPCB濃度を測定又は低濃度PCBとみなして処分^{注2)}

注1) PCBの分析を行う機関は(一社)日本環境測定分析協会のホームページで検索できます。
https://www.jemca.or.jp/sys/member_list

注2) 絶縁油封じ切り機器や絶縁油の封入量が少量である小型の変圧器等では、確実にPCBが使用された絶縁油に由来するものでないことが銘板情報等から明らかであれば、分析値がなくても低濃度PCB廃棄物として無害化処理事業者に委託して処理することができます。

調査手順

〈自家用電気工作物の場合〉

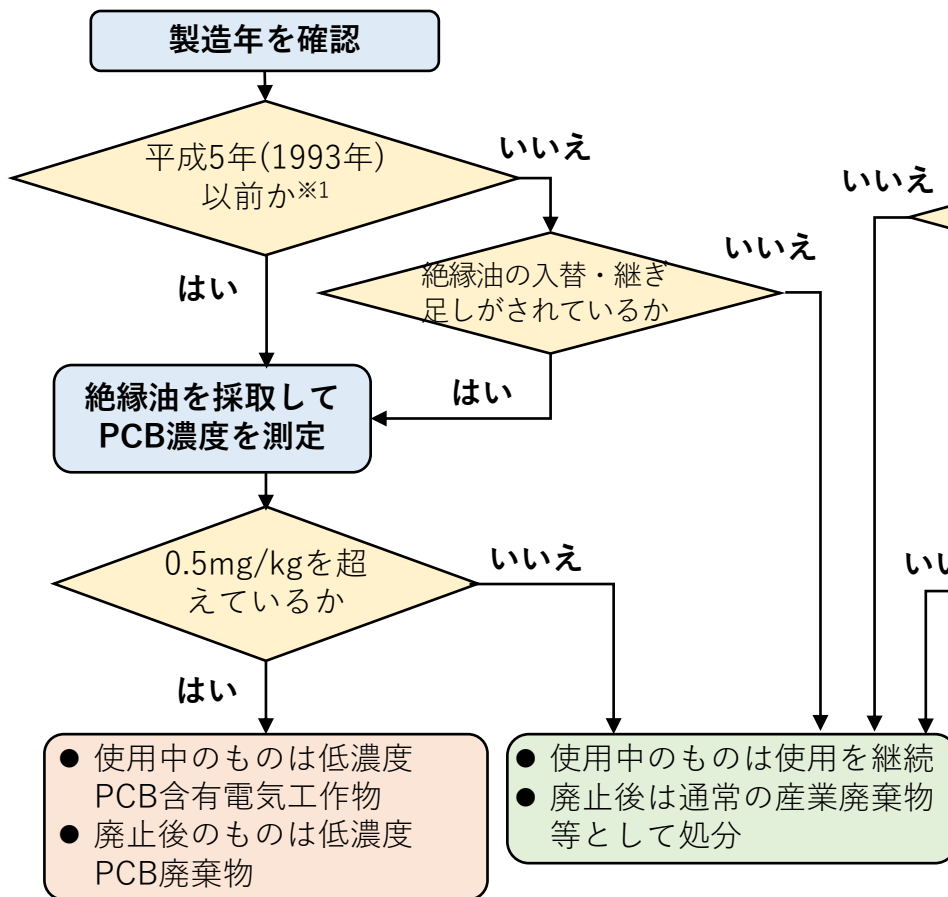
Ⅰ 高圧受電設備の設備台帳に記載された電気機器と現物を照合しながら、機器名称、製造者名、型式、容量、製造年等について記載漏れや誤記がないか確認する^{注)}。

Ⅱ 配電図をたどり、受電設備内の機器以外に電力用コンデンサーやリアクトル、遮断器等が設置されていないか確認する^{注)}。

台帳に記されていないものがあれば、銘板情報を確認して、機器名称、製造者名、型式、容量、製造年を記載する。

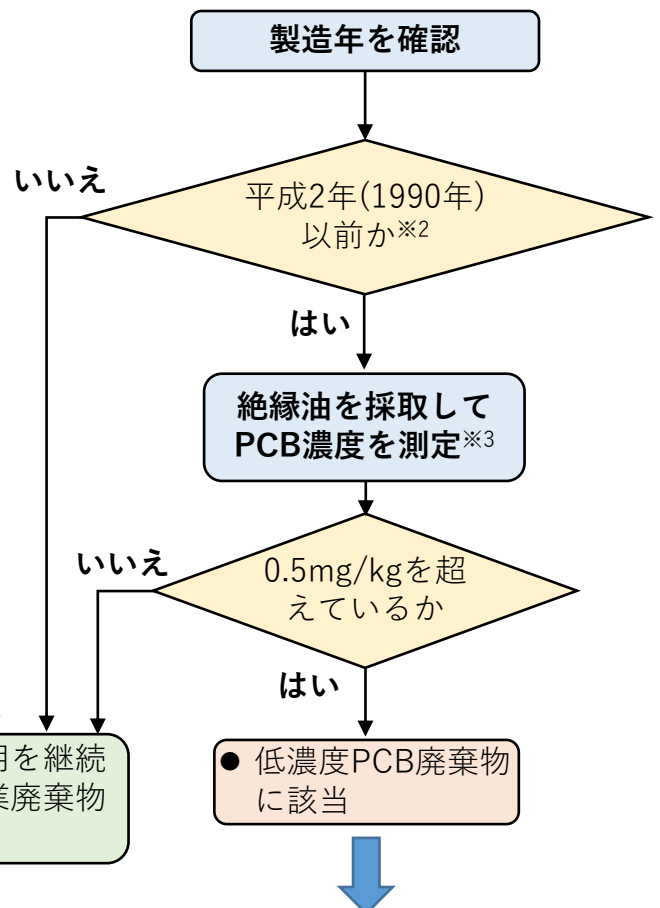
注) 使用中の電気機器の確認では感電のおそれがあるため必ず停電してから実施すること。
また、銘板情報から高濃度PCB使用のものでないことを確認すること。

変圧器等の絶縁油交換が可能な機器の場合



使用中・廃止後問わずPCB汚染が判明した後は8ページの「調査後の手続き」に従い必要な届出を行うとともに、廃止後の低濃度PCB廃棄物は適正に保管し処分すること

コンデンサー等の絶縁油封じ切り機器の場合



8ページの「調査後の手続き」に従って必要な届出を行い、適正に処分すること^{※4}

※3 使用中のものについては、PCB汚染の疑いありとして記録し、廃止後分析を実施すること。もしくは低濃度PCB廃棄物とみなして処分することも可能。

※4 低濃度PCB廃棄物とみなして処分する場合であっても同様に届出が必要となる。

※1 富士電機(株)製の一部の機器については、平成6年(1994年)までに出荷された機器にPCB汚染の可能性が残るとされています。

※2 ニチコン製のコンデンサーについては、平成3年以降のものでPCB汚染の報告があるため処分前に濃度測定をお願いします。対象期間等については同社が調査中のため、詳細は同社HPを確認ください。

調査手順

〈非自家用電気工作物の低圧コンデンサーの場合〉

A. 低圧受電する施設の分電盤内に設置された低圧コンデンサー

- ① 電力会社等との契約が低圧電力、電灯契約等の形態であることを確認する（検針票や電力料金表の記載、受電設備としてキュービクルや電気室を設置していないこと等により確認できます）。

キュービクル等があれば高圧受電する施設となり、内部の電気機器は自家用電気工作物に該当します。その場合は前ページの手順に沿って調査してください。

- ② 分電盤内に低圧コンデンサーがあるか確認する。
- ③ 低圧コンデンサーがあれば銘板を見てメーカー名、製造年、型式を記録する。
- ④ 製造年が平成2年(1990年)以前のものであればメーカーに型式等を伝えてPCB汚染の有無を確認する。
- ⑤ PCB汚染の可能性があるものであれば前ページのコンデンサー等の調査手順に沿って調査する。

B. X線装置、電気溶接機、昇降機等に組み込まれた低圧コンデンサー

- ① 施設内に30年以上経過した溶接機、X線装置、エレベーター等の昇降機、モーターを使用する設備が設置されていないか確認する。
- ② あれば低圧コンデンサーが設置又は付属されていないか確認し、銘板情報を見て設備のメーカー名、製造年、型式等を記録する。
- ③ 製造年が平成2年(1990年)以前のものであればメーカーに型式等を伝えて確認するか、メーカーがホームページ等で公開する情報を基にPCB汚染の可能性があるか確認する（詳細は技術者向け詳細版参照）。
- ④ PCB汚染の可能性があるあれば前ページのコンデンサー等の調査手順に沿って調査する。

C. 揚水ポンプ、乾燥機、業務用冷凍機等の分電盤や壁面に設置された低圧コンデンサー

- ① 施設内に30年以上経過した揚水ポンプ、乾燥機、業務用冷凍機等が設置されていないか確認する。
- ② 設置されている場合は分電盤や壁面に低圧コンデンサーが取り付けられていないか確認する。取り付けられていればAの手順に沿って調査する。

3 調査後の手続き

1. 必要な届出

(1) 使用中の電気機器の場合（電気関係報告規則を確認）

使用中の電気機器が低濃度PCB含有電気工作物に該当することが判明した場合は、電気事業法の電気関係報告規則に従い、電気機器を設置している場所を管轄する産業保安監督部に遅滞なく届出をすることが必要です。設置者の氏名や住所の変更、事業場の名称、所在地の変更時、廃止時、事故等が発生した場合も同様に届出が必要です。

◆届出様式：https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/sangyo/electric/detail/pcb.html
＜低濃度PCB含有電気工作物は様式(1)～(4)の届出が必要＞

また、使用中の非自家用電気工作物についても、分析によりPCBを含有することが判明した場合や、使用を終えて廃止した後に低濃度PCB廃棄物とみなして無害化处理することが予定されている場合は、すみやかに以下の(2)の届出をしてください。

(2) 保管中・廃棄物の場合（PCB特措法を確認）

使用を終えて廃止した低濃度PCB含有電気工作物は、低濃度PCB廃棄物になるので^注廃棄物処理法の保管基準に準じて適正に保管し、年度末までに発生したもの（保管中のものも含む）及び処分したものの状況を翌年度の6月末までに保管場所を管轄する自治体（都道府県又は政令市）に届出をすることが必要です。

注) 使用を終え廃止した自家用電気工作物は、再び電路に接続することが電気事業法により禁止されています。また、低濃度PCB廃棄物を他人に譲渡することはPCB特措法で原則禁止されています。

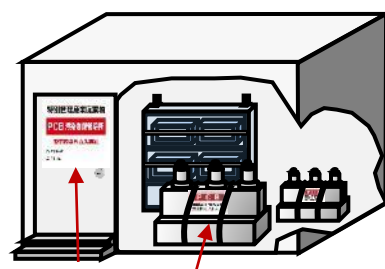
◆届出様式：<http://www.env.go.jp/recycle/poly/todokede/index.html>

2. 保管・処理等

(1) 保管

低濃度PCB廃棄物は以下の廃棄物処理法施行規則第8条の13で規定する保管基準に従って処分するまで適正に保管する必要があります。

- ① 周囲に囲いがあること
- ② 見やすい箇所に掲示板を設けること
- ③ 飛散、流出、地下浸透、悪臭発散を防止する措置を講じること
- ④ 他のものが混入しないように仕切りを設けるなどの措置を講ずること
- ⑤ 容器に入れ密封するなど揮発防止のために必要な措置を講ずること
- ⑥ 高温にさらされないために必要な措置を講ずること
- ⑦ 腐食の防止のために必要な措置を講ずること
- ⑧ 保管事業場ごとに特別管理産業廃棄物管理責任者を置くこと



保管場所表示 漏洩防止措置
※PCB廃棄物専用の屋内保管が望ましい

(2) 無害化処理事業者への処理委託

低濃度PCB廃棄物は環境大臣の認定を受けた無害化処理認定業者又は都道府県・政令市の長の許可を得た民間の処理業者に委託して処理します。

無害化処理を行う事業者は以下のサイトで紹介されています。

◆無害化処理を行う事業者：<http://pcb-soukishori.env.go.jp/about/processing.html>

無害化処理事業者によっては低濃度PCB廃棄物のうち廃電気機器の処理ができないところもあるのでご注意ください。

(3) 収集運搬の委託

無害化処理施設への運搬は都道府県又は政令市の許可を得た収集運搬業者に委託して行います。

なお、無害化処理認定事業者には収集運搬と処分を同時に行うところもあります

（上記(2)のサイト参照）。

低濃度PCB廃棄物等の調査から処分までの手順 (自家用電気工作物の場合)

使用中

PCB含有の有無確認

自家用電気工作物は電気主任技術者等に依頼し、銘板情報・製造年等から高濃度PCBでないことを確認（詳細は技術者向け詳細版を参照）

変圧器等*の製造年が平成5年(1993年)以前のものは絶縁油を採取してPCB濃度を測定
コンデンサー等の絶縁油封じ切り機器は穿孔すると使用できなくなるため、使用中機器のPCB濃度測定は行わず、製造年が平成2年(1990年)以前のものであるかを確認して記録

PCB含有判明後の手続き（低濃度PCB含有電気工作物）

管轄する産業保安監督部への届出

判明後遅滞なく

●PCB含有電気工作物設置等届出書（報告規則**様式第13の2）
〔新たに判明したPCB含有電気工作物の事業場に関する事項、
電気工作物に係る事項〕

使用を終えて廃止した後の手続き

管轄する産業保安監督部への届出

廃止後遅滞なく

●PCB含有電気工作物廃止届出書（報告規則様式第13の4）
〔事業場に関する事項、電気工作物に係る事項（廃止年月日、廃止理由）〕

絶縁油中PCB濃度の確認***

〔PCB濃度が0.5mg/kg超であった場合はPCB廃棄物として適正に保管
低濃度PCB廃棄物とみなして処分する場合であっても適正に保管〕

管轄する都道府県・政令市への届出

毎年度分を翌年度の6月30日まで

●PCB廃棄物等の保管及び処分状況等届出書（特措法****様式第1(1)）
〔保管場所等に係る事項、PCB廃棄物の種類及び量等〕

無害化処理事業者への処分委託手続き・処分

処分期間：令和9年3月31日まで

〔無害化処理事業者及び収集運搬事業者と処分委託契約・収集運搬契約を締結して処分〕

処分後の手続き

管轄する都道府県・政令市への届出

毎年度分を翌年度の6月30日まで

●PCB廃棄物等の保管及び処分状況等届出書（特措法様式第1号(1)）
〔処分したPCB廃棄物の種類及び量、保管場所等に係る事項、前年度分の処分のマニフェストの
D票若しくはE票の写し〕

すべてのPCB廃棄物の処分を終了した場合の手続き

管轄する都道府県・政令市への届出

すべての処分終了後から20日以内

●PCB廃棄物の処分終了又は高濃度PCB使用製品の廃棄終了届出書（特措法様式第4号）
〔事業場に係る事項、処分を終了した廃棄物に係る事項、処分受託者名、処分の終了年月〕

廃止（廃棄）後

処分後

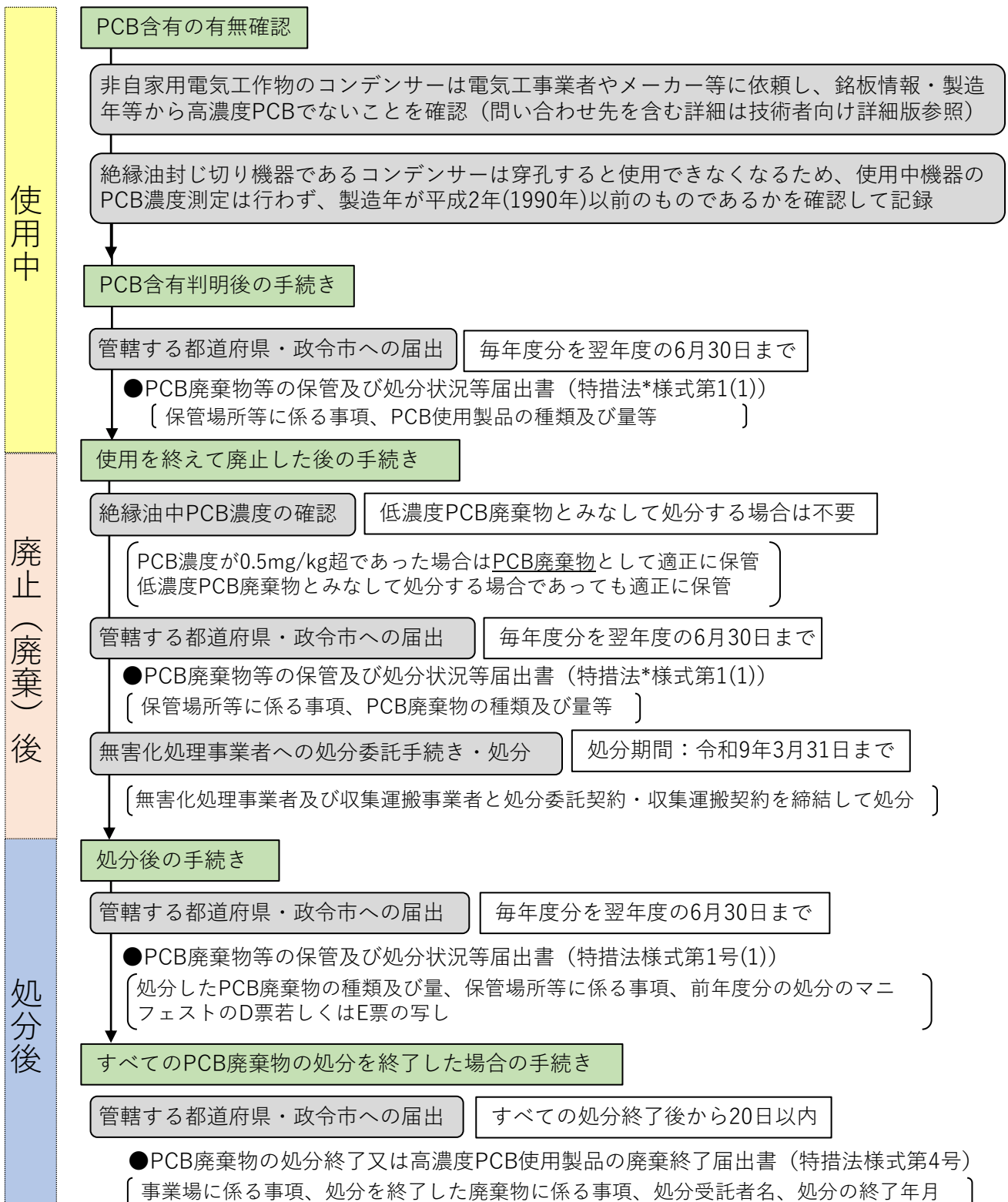
* 絶縁油交換や継ぎ足しが行われていないもの

** 電気事業法の電気関係報告規則

*** 低濃度PCB廃棄物とみなして処分する場合はPCB濃度の確認は不要

**** ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（PCB特措法）

低濃度PCB廃棄物等の調査から処分までの手順 (非自家用電気工作物の低圧コンデンサーの場合)



* ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（PCB特措法）

チェックリスト

(具体的な手続きについてはPCB特措法、電気事業法等を確認してください)

No.	チェック項目 (調査をされる場合は該当する項目についてチェックが入るかどうか確認し、PCBに汚染された電気機器であることが判明した場合には所要の手続きを行ってください。)	チェック
(1) 自家用電気工作物について		
1	施設内の自家用電気工作物に関する設備台帳又は機器台帳を作成しているか。 (作成していない場合は作成して、告示で定められた12種類の電気工作物についてメーカー名、型式名、製造年等の機器に関する情報を記録すること)	
2	工事記録、工事図面等を基に、キュービクル等の受電設備以外の場所に電気工作物が設置されていないか確認したか。 (設置されている場合は目視で確認しその情報を設備台帳等に記録すること。) ※注意 機器の確認は必ず電気主任技術者等に依頼して停電時に実施すること。	
3	使用中の自家用電気工作物のうち、絶縁油入替が可能な変圧器、開閉器、遮断器等について、絶縁油のPCB濃度の測定を行っているか。	
4	測定されている場合はそのPCB濃度を機器ごとに設備台帳に記録しているか。	
5	使用中の自家用電気工作物のうち電力用コンデンサーや避雷器等の絶縁油封じ切り機器であって平成2年(1990年)以前に製造されたものについては、PCB汚染の可能性があることを認識し、それを設備台帳に記録しているか。	
6	キュービクルの受電設備や倉庫等の中に廃止して回路から取り外された変圧器やコンデンサー等の自家用電気工作物が残置されていないか。	
7	廃止後、廃棄物となった絶縁油入替が可能な変圧器等については、絶縁油中のPCB濃度を測定しているか。	
8	廃止後、廃棄物となった絶縁油封じ切りの電力用コンデンサー等については、穿孔して絶縁油を採取しPCB濃度を測定しているか。	
9	7,8でPCB濃度が0.5mg/kgを超えていたものは、製造年からPCB汚染の疑いありとしてみなし処理する予定のもの※も含め、保管基準に従って適正に保管しているか。 ※ (2)の非自家用電気工作物の低圧コンデンサーで使用を終え取り外したものも含む。	
(2) 非自家用電気工作物の低圧コンデンサーについて		
1	製造後30年以上経過した古い電気溶接機やX線照射装置を所有しているか。所有している場合は、これらのメーカー名、型式名、コンデンサーの有無、コンデンサーのメーカー名、型式、製造年を確認し、機器台帳等を作成して記録しているか。	
2	設置後30年以上経過した古いエレベーター等の昇降機を設置しているか。設置している場合は、昇降機に使用されているコンデンサーについて、メーカー名、型式、製造年を確認し、機器台帳等を作成して記録しているか。	
3	分電盤やモーター等に力率改善用コンデンサーが設置されているか。設置されている場合は、メーカー名、型式、製造年を確認し、機器台帳等を作成して記録しているか。	
(3) PCB汚染判明後の手続きについて		
1	使用中の自家用電気工作物の絶縁油中PCB濃度が0.5mg/kg超であった場合は、管轄の産業保安監督部に届出を行っているか。	
2	使用中の非自家用電気工作物についても絶縁油中PCB濃度が0.5mg/kg超であった場合や、廃止後にPCB濃度測定を行わずに低濃度PCB廃棄物とみなして無害化処理することが予定されている場合は、その内容を保管場所を管轄する自治体に届出しているか。	
3	保管中の低濃度PCB廃棄物(みなし処理予定分も含む)の状況について、PCB特措法に従い当年度分を翌年度の6月末までに保管場所を管轄する自治体に届出を行っているか。	
4	保管中の低濃度PCB廃棄物を処分するに当たり、無害化処理業者及び収集運搬業者に処理を委託したか。	
5	処理後の状況を管轄の自治体に翌年度の6月末までに届出を行ったか。	

PCB特措法についてのお問い合わせ窓口

都道府県			
北海道	環境生活部環境局	循環型社会推進課	011-204-5192
青森県	環境生活部	環境保全課	017-734-9584
岩手県	環境生活部	資源循環推進課	019-629-5366
宮城県	環境生活部	循環型社会推進課	022-211-2463
秋田県	生活環境部	環境整備課	018-860-1624
山形県	環境エネルギー部	循環型社会推進課	023-630-2236
福島県	生活環境部	産業廃棄物課	024-521-7264
茨城県	県民生活環境部	廃棄物規制課	029-301-3027
栃木県	環境森林部	資源循環推進課	028-623-3098
群馬県	環境森林部	廃棄物・リサイクル課	027-226-2824
埼玉県	環境部	産業廃棄物指導課	048-830-3148
千葉県	環境生活部	廃棄物指導課	043-223-2757
東京都	環境局資源循環推進部	産業廃棄物対策課	03-5388-3573
神奈川県	環境農政局環境部	資源循環推進課	045-210-4151
新潟県	環境局	資源循環推進課	025-280-5161
富山県	生活環境文化部	環境政策課	076-444-9618
石川県	生活環境部	資源循環推進課	076-225-1474
福井県	安全環境部	循環社会推進課	0776-20-0318
山梨県	環境・エネルギー部	環境整備課	055-223-1518
長野県	環境部	資源循環推進課	026-235-7165
岐阜県	環境生活部	廃棄物対策課	058-272-8217
静岡県	くらし・環境部環境局	廃棄物リサイクル課	054-221-2424
愛知県	環境局	資源循環推進課廃棄物監視指導室	052-954-6236
三重県	環境生活部廃棄物対策局	廃棄物・リサイクル課	059-224-2475
滋賀県	琵琶湖環境部	循環社会推進課	077-528-3474
京都府	府民環境部	循環型社会推進課	075-414-4717
大阪府	環境農林水産部	循環型社会推進室産業廃棄物指導課	06-6210-9583
兵庫県	農政環境部環境管理局	環境整備課	078-362-3281
奈良県	水循環・森林・景観環境部	廃棄物対策課	0742-27-8747
和歌山県	環境生活部環境政策局	循環型社会推進課	073-441-2692
鳥取県	生活環境部	循環型社会推進課	0857-26-7684
島根県	環境生活部	廃棄物対策課	0852-22-5261
岡山県	環境文化部	循環型社会推進課	086-226-7308
広島県	環境県民局	産業廃棄物対策課	082-513-2963
山口県	環境生活部	廃棄物・リサイクル対策課	083-933-2988
徳島県	危機管理環境部	環境指導課	088-621-2266
香川県	環境森林部	廃棄物対策課	087-832-3229
愛媛県	県民環境部環境局	循環型社会推進課	089-912-2358
高知県	林業振興・環境部	環境対策課	088-821-4523
福岡県	環境部	廃棄物対策課	092-643-3363
佐賀県	県民環境部	循環型社会推進課	0952-25-7108
長崎県	県民生活環境部	資源循環推進課	095-895-2375
熊本県	環境生活部環境局	循環型社会推進課	096-333-2278
大分県	生活環境部	循環社会推進課	097-506-3127
宮崎県	環境森林部	循環社会推進課	0985-26-7083
鹿児島県	環境林務部	廃棄物・リサイクル対策課	099-286-2596
沖縄県	環境部	環境整備課	098-866-2231

政令で定める市			
旭川市	環境部	環境指導課	0166-25-6369
札幌市	環境局環境事業部	事業廃棄物課	011-211-2927
函館市	環境部	環境対策課	0138-51-0740
青森市	環境部	廃棄物対策課	017-718-1086
八戸市	環境部	環境保全課	0178-51-6195
盛岡市	環境部	廃棄物対策課	019-626-7573
仙台市	環境局廃棄物事業部	事業ごみ減量課	022-214-8235
秋田市	環境部	廃棄物対策課	018-888-5713
山形市	環境部	廃棄物指導課	023-641-1212(内線870)
福島市	環境部	廃棄物対策課	024-529-5266
郡山市	環境部	3R推進課	024-924-2181
いわき市	生活環境部	廃棄物対策課	0246-22-7604
水戸市	生活環境部	廃棄物対策課	029-291-6917
宇都宮市	環境部	廃棄物対策課	028-632-2929
前橋市	環境部	廃棄物対策課	027-898-5840
高崎市	環境部	産業廃棄物対策課	027-321-1325
さいたま市	環境局資源循環推進部	産業廃棄物指導課	048-829-1607

政令で定める市			
川崎市	環境部	産業廃棄物指導課	049-239-7007
鎌倉市	環境経済部	廃棄物指導課	048-963-9188
川口市	環境部	産業廃棄物対策課	048-228-5380
千葉市	環境局資源循環部	産業廃棄物指導課	044-245-5682
船橋市	環境部	廃棄物指導課	047-436-3812
柏市	環境部	産業廃棄物対策課	04-7167-1696
八王子市	資源循環部	廃棄物対策課	042-620-7458
横浜市	資源循環局事業系対策部	産業廃棄物対策課	045-671-2513
川崎市	環境局生活環境部	廃棄物指導課	044-200-0159
横浜須賀	環境部	廃棄物対策課	046-822-8523
相模原市	環境経済局	廃棄物指導課	042-769-8335
新潟市	環境部	廃棄物対策課廃棄物指導室	025-226-1411
富山市	環境部	環境政策課	076-443-2178
金沢市	環境局	ごみ減量推進課	076-220-2521
福井市	市民生活部	環境廃棄物対策課	0776-20-5398
甲府市	環境部	廃棄物対策室廃棄物対策課	055-241-4363
長野市	環境部	廃棄物対策課	026-224-7320
松本市	環境エネルギー部	廃棄物対策課	0263-47-1350
岐阜市	環境部	産業廃棄物指導課	058-214-2170
静岡市	環境局	廃棄物対策課	054-221-1364
浜松市	環境部	産業廃棄物対策課	053-453-6101
名古屋市	環境局事業部	廃棄物指導課	052-972-2392
豊田市	環境部	廃棄物対策課	0565-34-6712
豊橋市	環境部	廃棄物対策課	0532-51-2407
岡崎市	環境部	廃棄物対策課	0564-23-6871
一宮市	環境部	廃棄物対策課	0586-45-5374
大津市	環境部	産業廃棄物対策課	077-528-2062
京都市	環境政策局循環型社会推進部	廃棄物指導課	075-222-3957
大阪市	環境局環境管理部	環境管理課産業廃棄物規制グループ	06-6630-3284
堺市	環境局環境保全部	環境対策課	072-228-7476
東大阪市	環境部	産業廃棄物対策課	06-4309-3207
高槻市	市民生活環境部	資源循環推進課	072-669-3695
枚方市	環境部	環境指導課	050-7102-6014
豊中市	環境部	事業ごみ指導課	06-6858-3070
八尾市	環境部	循環型社会推進課産業廃棄物指導室	072-924-3775
寝屋川市	環境部	環境保全課	072-824-1021
吹田市	環境部	環境保全指導課 産業廃棄物指導グループ	06-6384-1799
神戸市	環境局	環境保全課	078-595-6191
姫路市	環境局美化部	産業廃棄物対策課	079-221-2405
尼崎市	経済環境局環境部	産業廃棄物対策担当	06-6489-6310
西宮市	環境局環境事業部	事業系廃棄物対策課	0798-35-0185
明石市	市民生活局環境室	産業廃棄物対策課	078-918-5784
奈良市	環境部	廃棄物対策課	0742-71-2226
和歌山市	市民環境局環境部	産業廃棄物課	073-435-1221
鳥取市	市民生活部環境局	廃棄物対策課	0857-30-8092
松江市	環境保全部	廃棄物対策課	0852-55-5671
岡山市	環境局環境部	産業廃棄物対策課	086-803-1303
倉敷市	環境リサイクル局リサイクル推進部	産業廃棄物対策課	086-426-3385
広島市	環境局業務部	産業廃棄物指導課	082-504-2225
呉市	環境部	環境政策課	0823-25-3302
福山市	経済環境局環境部	廃棄物対策課	084-928-1168
下関市	環境部	廃棄物対策課	083-252-7152
高松市	環境局	環境指導課	087-839-2380
松山市	環境部	廃棄物対策課	089-948-6959
高知市	環境部	廃棄物対策課	088-823-9427
北九州市	環境局環境監視部	環境監視課	093-582-2175
福岡市	環境局環境監視部	産業廃棄物指導課	092-711-4303
久留米市	環境部	廃棄物指導課	0942-30-9148
長崎市	環境部	廃棄物対策課	095-829-1159
佐世保市	環境部	廃棄物指導課	0956-20-0660
熊本市	環境局資源循環部	ごみ減量推進課事業ごみ対策室	096-328-2365
大分市	環境部	廃棄物対策課	097-537-7953
宮崎市	環境部	環境指導課	0985-21-1763
鹿児島市	環境局資源循環部	廃棄物指導課	099-216-1289
那覇市	環境部	環境政策課	098-951-3231

電気事業法についてのお問い合わせ窓口

事業所所在地	窓 口	
北海道	北海道産業保安監督部 電力安全課	011-709-1725
青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、新潟県	関東東北産業保安監督部 東北支部 電力安全課	022-221-4947
茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、静岡県のうち熱海市、沼津市、三島市、富士宮市（昭和31年9月29日における旧庵原郡内房村の区域を除く。）、伊東市、富士市（平成20年10月31日における旧庵原郡富士川町の区域を除く。）、御殿場市、裾野市、下田市、伊豆市、伊豆の国市、田方郡、賀茂郡、駿東郡。	関東東北産業保安監督部 電力安全課	048-600-0387
愛知県、長野県、岐阜県（北陸産業保安監督部及び近畿支部の管轄区域を除く。）、三重県（近畿支部の管轄区域を除く。）、静岡県（関東東北産業保安監督部の管轄区域を除く。）、	中部近畿産業保安監督部 電力安全課	052-951-2817
富山県、石川県、福井県（小浜市、三方郡、大飯郡及び三方上中部を除く。）、岐阜県（飛騨市（平成16年1月31日における旧吉城郡神岡町及び宮川村（昭和31年9月29日における旧坂下村の区域に限る。）の区域に限る。）及び郡上市（平成16年2月29日における旧郡上郡白鳥町石徹白の区域に限る。）	中部近畿産業保安監督部 北陸産業保安監督署	076-432-5580
滋賀県、京都府、大阪府、奈良県、和歌山県、兵庫県（中国四国産業保安監督部の管轄区域を除く。）、福井県のうち小浜市、三方郡、大飯郡、三方上中部、岐阜県のうち不破郡関ヶ原町（昭和29年8月31日における旧今須村の区域に限る。）、三重県のうち熊野市（昭和29年11月2日における旧南牟婁郡新鹿村、荒坂村及び泊村の区域を除く。）、南牟婁郡	中部近畿産業保安監督部 近畿支部 電力安全課	06-6966-6048
鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、兵庫県のうち赤穂市（昭和38年9月1日に岡山県と気部日生町から編入された区域に限る。）、香川県のうち小豆郡、香川郡直島町、愛媛県のうち今治市（平成17年1月5日における旧越智郡古海町、宮窪町、伯方町、上浦町、大三島町及び関前村の区域に限る。）、越智郡上島町	中国四国産業保安監督部 電力安全課	082-224-5742
徳島県、高知県、香川県（中国四国産業保安監督部本部の管轄区域を除く。）、愛媛県（中国四国産業保安監督部本部の管轄区域を除く。）、	中国四国産業保安監督部 四国支部 電力安全課	087-811-8587
福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県	九州産業保安監督部 電力安全課	092-482-5520
沖縄県	那覇産業保安監督事務所 保安監督課	098-866-6474

このパンフレットの内容に関する問い合わせ先

環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課（ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理推進室）〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2 TEL (03)6457-9096 FAX (03)3593-8264

■ 環境省地方環境事務所 お問い合わせ窓口

北海道地方環境事務所 資源循環課	011-299-3738	中国四国地方環境事務所 資源循環課	086-223-1584
東北地方環境事務所 資源循環課	022-722-2871	中国四国地方環境事務所・四国事務所 資源循環課	087-811-7240
関東地方環境事務所 資源循環課	048-600-0814	九州地方環境事務所 資源循環課	096-322-2410
中部地方環境事務所 資源循環課	052-955-2132	九州地方環境事務所 資源循環課 福岡事務所	092-437-8851
近畿地方環境事務所 資源循環課	06-6881-6502		